

第29回 多摩市新型コロナウイルス感染症 対策本部会議【結果】

令和2年8月4日(火)
経営会議終了後
議 場

検討事項1 新型コロナウイルス新規感染者数の急増を受けて

東京都内の新型コロナウイルスの感染者は、8月2日に292人確認され7月31日463人・8月1日は472人と2日連続で400人を超え、1日当たりの過去最多を更新している状況である。

多摩市においても、市民の感染者は増加していることは共通認識として持たなければならない状況となっている。

そこで、市として感染防止を図るために、市民へ情報発信を行うことや、今後の事業等の実施方法の方向性を確認し、市内感染者の増加を抑える。

1 今後の方向性

- (1) 感染拡大防止を目的に、以下の事項に配慮し継続的に情報提供を行う
 - 基本的な情報
 - 状況に応じた情報
 - 新鮮な情報（生活関連情報・感染情報）
- (2) 高齢者・子供に配慮した情報提供を行う（情報発信方法）
- (3) 情報管理マネジメントを行う
- (4) 事業等を実施する場合は、代替え手段や時期の先送りを検討する
- (5) 公共施設における感染防止対策実施の確認

2 継続的な情報提供

- (1) 基本的な情報例
 - 密集・密接・密室を避ける
 - 安全な距離を保つ
 - こまめに手を洗う
 - 室内換気と咳エチケット
- (2) 状況に応じた情報
 - 季節に応じた対策
 - 最近の主な感染事例
- (3) 新鮮な情報
 - ① 生活関連情報
主要施設の開閉館、主催事業の縮小・中止、便乗犯罪への注意喚起等

② 感染情報

- 市内や都内の感染者情報（南多摩保健所と調整により、可能な範囲で情報提供を行う）
- クラスターの発生場所（情報提供には施設所有者の意向も十分に配慮する）

3 情報発信方法

たま広報は基本とし、世代別に分けて情報発信を行う

- (1) インターネットを使用できる世代向け
公式ホームページ、防災情報メール、公式ツイッター等
- (2) インターネットが苦手な世代
紙媒体を基本とし、掲示板、公共施設での配布

4 情報管理マネジメントの創設（案）

- 情報収集発信における統括的なマネジメントを行う担当の設置（広報担当以外で）
- 担当の設置により、リスク管理も含め、体系的な情報管理を行う

5 事業を実施する場合の対応

新規感染者数の急増を受けて、次の事項を留意する

- 代替手段（テレビ会議・YouTube等）で行える場合は、その手段を活用する
- 時期の延期が可能な場合は、先送りを検討する
- 開催する場合は、3密対策の徹底を図る

6 公共施設における感染防止対策実施の確認

各施設において、感染拡大防止措置を実施していただいているところですが、新規感染者数の急増を受け、以下の事項に留意し、引き続き感染防止対策実施の確認をお願いします。

- 管理体制や施設状況等はあるものの、施設利用者が感染防止対策を実施しているか、施設内の見回り等による確認を行うこと

<「攻めの情報発信」への転換>

1 方針

新型コロナウイルスを正しく恐れるため、市民に対して積極的にタイムリーな情報を提供する「攻めの情報発信」に転換する。

2 発信する情報の内容

- ・ 具体的な感染状況
- ・ 多摩市独自の感染者数の情報 など

3 発信方法

- ・ 各施設に掲示 など

4 発信頻度

週1回程度

※以下、課長会にて具体的な方法を検討する。

- ① 情報発信の内容
- ② 情報発信の手段
- ③ 情報発信のスキーム

検討事項2 モニタリング期間の終了について

コロナ禍において、公共施設を開館し、今後も安全に施設を使用できるよう、利用者から意見を聞きながら実施する期間を「モニタリング期間」と位置づけ、6月から順次開始している。

現在、東京都では、東京都感染状況統括コメント（7/21時点）として「感染が拡大していると思われる（4段階中最上位）」とされていることや、多摩市内においても新規感染者が発生している状況ではあるが、6月以降の取り組みの中間報告と、最終的な方向性の確認を行い、9月から公共施設における方向性の確認を行う。

1 9月以降の方向性

- 当初予定通り8月末をもって、モニタリング期間を終了する
- 9月1日以降、引き続き、感染防止対策を実施した上で、施設利用を行う
- 感染拡大状況を鑑み、施設の特性により、所管部の判断において、施設利用の中止や縮小を行うことは可能とする。
- その場合は、再開時期の目安も合わせて検討を行う
- 施設内でクラスターが発生した場合は、当該施設による同一の利用方法は、当面中止とする（各施設間で情報共有し、同じ使用方法でクラスターが発生しないよう十分留意する）
- 国・都から新たな指針等が発出された場合はその指示に従う

※ 公民館のホールの利用料金については、所管課と調整する。

※ コミュニティセンターについては、現場の意見を確認する。

2 貸出施設における取り組み事例（主に、共通して取り組んでいる事項を抽出）

（1）利用方法注意点

- マスクの着用
- 来館前の検温の実施。熱（37.5℃以上）がある場合の利用の取りやめ
- 来館・退館時における手洗い・手指消毒の徹底
- 人との距離を2メートル以上開ける
- 館内での飲食禁止（水分補給を除く）
- 対面での会話、大声での発生、接触を防ぐことのできない利用の禁止
- 1時間に5分程度の換気を2回実施
- 部屋の使用後に、ドアノブやスイッチ、使用した物品等の消毒清掃

（2）周知方法

- 施設利用報告書等にチェック欄を設け、確実な履行と周知の徹底
- 利用前に、注意事項が記載されているチラシ等の配布

3 利用者からの意見（抜粋）

（1）モニタリング結果

6月中の利用者から得られた回答

	計	割合
1 適切であった	213	97.3%
2 もっと制限すべき	2	0.9%
3 もっと緩和すべき	4	1.8%
計	219	

※ 6月の回答率 465団体中219団体 回答率=47%

（2）主な意見（共通的な意見）

* 「1 適切であった」に関する意見

- 全員マスク着用で、椅子を1席ずつ空けて座った。常に戸を2か所開けて換気。
- なるべくおしゃべりは控えめにしました。
- 換気のためドアは開けっぱなしにして机も離してすわりました。
- 少人数で利用。
- 必ず出入り消毒、食事は別々に。卓と牌を1回毎に消毒。

* 「2 もっと制限すべき」に関する意見

- 1部屋、麻雀卓7台を置いている団体がいる。密着注意して下さい

* 「3 もっと緩和すべき」に関する意見

- 接触についてももう少し細かい段階分けがあると嬉しいです

（3）使用方法別の意見

<ダンス等>

- 一人で出来るエクササイズ中心
- 椅子を2m離す、マスクをして歌う、30分に5分換気、消毒など。
- 部屋出入りごとに手指消毒を行った。

<合唱等>

- マイクを使用していますが各自使用したらアルコール除菌シートでふき取るようにしています。
- 手袋をして、マイク一人ずつカバーをかけて（1回ごと取り換える）入室の時は除菌。手袋等は持ち込み。

4 第26回対策本部会議での決定事項（参考）

（1）方針

- どのような手法や使い方をういれば、安全に施設を使用できるかを、施設利用者と検討する期間を設けることとする（モニタリング期間）
- その期間は施設貸出から8月末までとする
- その間は、施設使用料は免除することとする。
 - ※ 施設側で新たに制限を設けていない場合は、通常通りの貸し出しとする
 - ※ 屋外体育施設は対象外とする
 - ※ 市外団体・市外個人は対象外とする

(2) 各施設管理者への依頼事項

- 8月末までの間に、「三密」を作らない事や、「新しい日常」を踏まえた使用方法を十分に検討し、施設利用者が安全に使用できるような使用方法を構築すること。
- 万が一、感染者が発生した場合、構築した使用方法に課題が発生していなかったのか、速やかに検証できるようにしておくこと。
- モニタリング期間において、利用者の意向を把握できるような工夫を行うこと。
- 施設利用者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する予防策のチラシ等を配布し、啓発を図ること。
- モニタリング期間の意義を丁寧に説明し、利用方法等について相互の理解を深めることへのご協力をお願いすること
- モニタリング期間（使用料減免）において、利用者が急増するなどして三密を引き起こす場合には、利用方法の見直しを図る。

各部からの情報提供

1 大谷戸公園キャンプ練習場・鶴牧西公園の使用について所管部からの現状報告

今後、現在入っている予約の他は、家族内での利用に限定し、友人同士等での利用を制限する。

2 議会災害対策連絡会からの報告

別添資料のとおり

3 多摩市独自のPCR検査体制拡大（案）

別添資料のとおり